

# 令和元年三重県議会定例会

## 医療保健子ども福祉病院常任委員会

### 説明資料

	頁
【 所 管 事 項 説 明 】	
1 県立志摩病院にかかる次期指定管理者制度実施方針（素案）について	1
2 津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する 津市との協議状況について	9

(別冊資料)

「三重県立志摩病院指定管理者制度実施方針（素案）」における  
「診療等に関する業務の範囲」に関する参考資料

令和元年12月12日

病 院 事 業 庁

## 【所管事項説明】

### 1 県立志摩病院にかかる次期指定管理者制度実施方針（素案）について

指定管理者制度を導入している県立志摩病院について、現行の指定期間が令和3年度で終了することから、次期運営に向けて、今年度、指定管理者制度実施方針（以下「実施方針」という。）の策定を進めています。

#### 1 実施方針策定に向けた検討

- ・ 指定管理者制度による志摩病院の運営状況の検証 [病院事業庁]
- ・ 志摩病院運営報告会（8月29日）  
住民の皆さんからの意見・要望等
- ・ 関係団体等個別聴取（8月22日～9月20日）  
志摩病院の運営に関わりが深い団体や病院等からの意見・要望等
- ・ 指定管理者制度による県立志摩病院の運営に関する検討会議  
(10月8日、11月22日)  
有識者9名による専門的知見からの、検証結果に対する評価および今後の診療機能等に関する意見・助言等

#### 2 実施方針（素案）

今回、指定管理者制度による志摩病院の運営にかかる検証結果をもとに、地域住民や関係団体等からのご意見・ご要望、有識者からのご意見・ご助言等をふまえたうえで、実施方針の素案を取りまとめました。

#### 【構成】

- I 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項
  - 1 施設の役割と指定管理者制度活用の目的
  - 2 施設の概要
    - (1) 施設の名称、機能等
    - (2) 建物、敷地等
  - 3 診療等に関する業務の範囲
    - (1) 病院の基本理念、運営方針
    - (2) 診療等に関する業務
      - ① 基本的な医療機能
      - ② 政策的な医療機能
      - ③ 地域医療全体の質の向上
    - (3) 病院運営に関する業務
      - ① 安全対策、危機管理体制等
      - ② 医療従事者の確保、育成等
      - ③ 患者・地域住民等へのサービス・情報の提供

## 【所管事項説明】

- (4) 施設および設備の維持管理に関する業務
  - ①施設の管理に関する業務
  - ②病院の利用に係る料金の収受に関する業務
  - ③手数料の徴収に関する業務
  - ④その他病院事業庁長が必要と認める業務
- (5) その他
- (6) 成果目標
- 4 指定の期間（予定）
- 5 施設管理経費（指定管理料）の上限額

## II 指定管理者の募集および選定に関する事項

- 1 募集の方法
- 2 選定委員会の構成と委員選定の視点
- 3 審査の方法および審査基準等の考え方

## 3 今後のスケジュール

令和2年 3月	常任委員会（実施方針（最終案））
令和2年度	指定管理者の募集 選定委員会による審査 指定管理候補者の選定 指定管理者指定議案の提出 指定管理者の指定 指定管理者との基本協定の締結
令和3年度	次期運営に向けた準備期間
令和4年 4月	次期運営の開始

## 三重県立志摩病院指定管理者制度実施方針(素案)

### I 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

#### 1 施設の役割と指定管理者制度活用の目的

三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)は、志摩地域の中核病院として、地域医療を守り、救急医療、災害医療などを担うことにより、県民に良質で満足度の高い医療を提供していく必要があります。

こうした医療を安定的、継続的に提供するため、民間が有する医療資源を活用するとともに、そのノウハウを生かした柔軟かつ効率的な管理運営を行うこととし、地方自治法第244条の2第3項および三重県病院事業条例(以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、指定管理者制度を活用します。

#### 2 施設の概要

##### (1) 施設の名称、機能等

- ①名称 三重県立志摩病院
- ②所在地 志摩市阿児町鷺方 1257
- ③診療科 内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、脳神経内科、放射線科
- ④許可病床数 336床  
(一般病棟 164床、地域包括ケア病棟 72床、精神科病床 100床)
- ⑤病院機能 二次救急医療施設、災害拠点病院、難病医療協力病院、臨床研修病院、へき地医療拠点病院、地域医療支援病院
- ⑥承認基準 一般病棟 急性期一般入院料 4  
地域包括ケア病棟 地域包括ケア病棟入院料 2  
精神科病棟 精神科病棟 15対1入院基本料  
精神療養病棟入院料

##### (2) 建物、敷地等

- ①建物および構造 鉄筋コンクリート造 地下2階 地上5階等
- ②建物面積 建築面積 10,665.00 m<sup>2</sup>  
延床面積 27,202.28 m<sup>2</sup>  
(病棟、精神科病棟、外来診療棟、管理検査棟、西診療棟、アンギオ棟、作業療法棟、立体駐車場)
- ③敷地面積 22,571.37 m<sup>2</sup>

## 【所管事項説明】

### ④主な施設・設備等

屋上ヘリポート、免震装置（外来診療棟）、手術室（無菌手術室1室、一般手術室4室）、人工透析室（17床）、CT（1台）、MRI（1台）、シンチカメラ（1台）、アンギオ装置（1台）、電子カルテシステム、再来受付機（2台）

⑤駐車場 164台（病院前：104台、立体駐車場：60台）

## 3 診療等に関する業務の範囲

条例第20条に規定する指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

### （1）病院の基本理念、運営方針

- ・地域のニーズや他の医療機関との連携・役割分担を基本に、良質で満足度の高い医療を提供すること
- ・志摩地域の中核病院として二次救急医療や災害医療の中心的な役割を果たすとともに、在宅復帰支援に資する回復期機能も担うこと

### （2）診療等に関する業務

#### ①基本的な医療機能

##### ○診療科

- ・現行の標榜診療科を基本としつつ、地域の実情に応じた効率的・効果的な診療体制、診療内容とすること  
(現行標榜診療科：内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、脳神経内科、放射線科)

##### ○外来診療機能

- ・各診療科の診療体制について、患者が受診しやすいよう配慮しながら、地域のニーズに対応した外来診療を実施すること
- ・地域医療支援病院として、地域の診療所と患者の紹介・逆紹介などの連携を強化すること

##### ○入院診療機能

- ・地域のニーズを的確にふまえ、医療機能ごとに必要となる病床を稼働し、適切な看護の配置基準のもと病棟運営を行うこと

#### ②政策的な医療機能

##### ○救急医療機能（小児救急を除く）

- ・志摩地域唯一の二次救急医療機関として、一次医療や三次医療を担う機関と連携し、内科系および外科系救急の24時間365日の受入れを行うこと

## 【所管事項説明】

### ○高度医療機能

- ・脳卒中や心筋梗塞などの高度医療については、伊勢志摩地域全体でそのニーズに対応することを基本に、高度急性期を担う医療機関と連携・機能分担しながら、必要な役割を担うこと

### ○小児医療機能（小児救急を含む）

- ・常勤医師による安定的な外来診療を行うこと
- ・入院診療や小児救急については、地域のニーズとともに、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況などをふまえつつ、関係機関と調整しながら、必要な機能を確保すること

### ○周産期医療機能

- ・常勤医師による婦人科の外来診療を行うこと
- ・分娩、入院診療については、地域の出生数やニーズとともに、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況などをふまえ、関係機関と調整のうえ、必要に応じて機能の確保を図ること

### ○災害医療機能

- ・南勢志摩圏域における災害拠点病院として、災害時に想定される救急患者や透析患者を受け入れるとともに、医療救護活動の中心的な役割を担うこと

### ○へき地医療機能

- ・へき地医療拠点病院として、離島、へき地等の診療所への代診医派遣などを行い、地域医療の維持に貢献すること

### ○精神科医療機能

- ・地域で精神科を有する唯一の病院として、精神科患者を受け入れるとともに、総合病院の利点を生かし、精神科身体合併症患者に対する医療を提供すること
- ・今後増加が見込まれる認知症患者にも必要な医療を提供すること

### ③地域医療全体の質の向上

- ・地域医療全体の質の向上に向け、地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携・支援に積極的に取り組むとともに、地域内外の医療機関とも密接に連携して救急医療を提供すること
- ・住民が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、介護事業者との連携強化に取り組むこと

## (3) 病院運営に関する業務

### ①安全対策、危機管理体制等

- ・医療の質と安全に関する管理体制の強化、院内感染対策の充実、医療倫理に基づく医療の提供を行うとともに、医師、看護師等の医療従事者の資質向上を図ること

## 【所管事項説明】

- ・医療事故の未然防止に努めること。また、発生時には患者への対応、事故の検証などを迅速に行うとともに、再発防止に向けた取組を徹底すること
- ・地震や豪雨等による災害発生時に災害拠点病院としての役割を十分発揮できるように、訓練の実施や物資の備蓄などにより体制を維持・強化すること

### ②医療従事者の確保、育成等

#### ○医療従事者の確保

- ・診療に支障が生じないよう常勤の医師、看護師等の医療従事者を安定的かつ適切に配置すること
- ・医師については、特定の出身母体（大学および医局等）に限定せず幅広く優秀な人材を確保すること
- ・医師、看護師等の医療従事者全員にとって働きやすい職場環境となるよう、適切な勤務体制を整備すること

#### ○医療従事者の育成

- ・医師、看護師等の医療従事者の育成・教育を行い、医療の質および医療従事者のスキルの向上を図ること

#### ○研修医等の受入れ

- ・研修医や看護実習生等を積極的に受け入れるとともに、地域の医療人材の育成にも積極的に取り組むこと

### ③患者・地域住民等へのサービス・情報の提供

- ・患者および来院者の意見、要望等もふまえながら、施設の利便性等の向上に資する種々のサービスを提供すること
- ・病院に関する様々な情報を患者や地域住民等に積極的に発信・PRするとともに、住民の意見を管理運営に生かすため、住民に対する運営状況の報告を定期的に行うこと

## (4) 施設および設備の維持管理に関する業務

### ①施設の管理に関する業務

#### ○施設および設備の維持管理業務

#### ○物品（医療機器、什器備品類等）の管理業務

- ・施設および設備等に関する各種の維持管理業務については、防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制を整備するとともに、現行の仕様水準を維持すること
- ・管理にあたっては、法令等に定める有資格者を配置すること

### ②病院の利用に係る料金の収受に関する業務

- ・志摩病院の管理運営にあたっては、民間が有するノウハウを生かした柔軟かつ効率的な運営を行うことを目指して、利用料金制（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の「利用料金」をいう。）を採用する

## 【所管事項説明】

### ③手数料の徴収に関する業務

- ・徴収金は三重県病院事業会計に納入すること
- ・地方公営企業法第 33 条の 2 の規定に基づく徴収事務委託契約を別途締結する

### ④その他病院事業庁長が必要と認める業務

- ・地域医療の質の向上に必要となるその他の取組については、指定管理者と県で協議を行う

### (5) その他

- ・指定期間中においても、医療政策の動向や医療を取り巻く情勢の変化をふまえ、診療機能等に関する協議・調整に応じること
- ・在院している入院患者および通院している外来患者を引き継ぐこと
- ・県が示す条件のうち、指定期間開始時点で実現できない事項については、その理由を明らかにし、実現に向けた行程を示すこと

### (6) 成果目標

- ・指定管理者が業務を遂行するにあたり、その質の向上を図るための成果目標を定めるものとする。

※「指定管理者が行う業務の範囲」等に基づき、今後設定します。

## 4 指定の期間（予定）

令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 10 年間とします。

## 5 施設管理経費（指定管理料）の上限額

※「指定管理者が行う業務の範囲」等に基づき、今後設定します。

## II 指定管理者の募集および選定に関する事項

### 1 募集の方法

民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募します。

### 2 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理者の選定にあたり、選定の過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、知事の附属機関として、県職員以外の有識者等で構成する「三重県立志摩病院指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比等を考慮の上、医師その他の医療関係者、病院経営について学識経験を有する者など 5 名以上 10 名以下で構成する予定です。



## 【所管事項説明】

### 3 審査の方法および審査基準等の考え方

選定委員会は、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

病院事業庁は選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる事業者を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準]

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること
- ②事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること
- ③事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること
- ④事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理にかかる経費の縮減を図るものであること
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

## 【所管事項説明】

# 2 津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する津市との協議状況について

## 1 津市との協議状況

津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等については、昨年度からワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置して協議を継続しており、津市から提案のあった12取組については、実施に向けて進捗している取組もありますが、実施に伴う費用負担については、津市の合意が得られていません。

12取組の実現には費用負担に関する県と津市の合意が必要不可欠であることから、WGにおいて、改めて費用負担に関する課題を明確にするため、各取組の積算内容の協議・調整を年内を目途に行っているところです。

## 2 12取組にかかる実施状況

### （1）訪問看護ステーションの設置

「訪問看護ステーションの設置」については、民間事業者の誘致を進めることで津市と合意しており、誘致に向けた参考とするため、以前、津市白山・美杉地域で訪問看護を実施していた事業者を津市と合同で訪問し、実施に向けた課題等について聴取調査を行いました。白山・美杉地域は、他地域と比較して一件あたりの移動距離が長く時間を要することから一日で訪問できる件数が少なく、収益面で課題があることを確認しました。

### （2）退院調整カンファレンスによる情報共有、ICT化による関係機関との連携

津市が進める多職種連携情報共有システム「バイタルリンク」を活用して、患者の診療状況や服薬管理などの情報を多職種の関係者で共有する「退院調整カンファレンスによる情報共有、ICT化による関係機関との連携」事業については、患者情報を登録するための新たな業務負担や患者の個人情報漏洩リスクなどが想定されることから、運用ルールを整備する必要があります。運用ルールの策定にあたっては、システムへの理解をより深める必要があるため、今年度、一志病院において機器等を整備し、システムの試行を進めています。

## 3 今後の予定

引き続き、白山・美杉地域における地域医療の充実および最適な地域包括ケアシステムの構築に向け、12取組の協議を継続し、可能なものから順次実現を図っていきます。

【所管事項説明】

12取組に係るWGでの検討状況一覧

番号	項目	事業概要	検討状況
1	地域包括支援センターの設置	地域包括支援センターの設置数および担当地域を見直す際に、より一層、医療と福祉の連携強化を図るため、一志病院内に同センターを設置する。	・病院利用者とは別に出入口や通路などの動線を確保するためには、新たにエレベーターの設置や別棟の新築など、高額な改修費用が必要となることから、院内設置は難しいと判断。 ・病院と地域包括支援センターの連携をより深められるよう、今まで以上に両者の関係づくりを進める。
2	認知症初期集中支援チームの設置	認知症初期集中支援チームの増設に伴い、一志病院に当該地域を対象とした同チームを設置し、運営を業務委託する。	・地域包括支援センターの院内への設置が難しい状況のため、人的支援など、一志病院として協力できることを検討する。 (参考 津市の状況) ○認知症初期集中支援チーム 2カ所(本庁舎地域包括ケア推進室内、津久居地域包括支援センター内) ○認知症地域支援推進員 2人(津中部北および津中部西の地域包括支援センター)
3	認知症地域支援推進員の設置	当該地域における認知症支援体制を構築するため、一志病院に認知症地域支援推進員を配置する。	・民間事業者の情報収集や一志病院内の設置場所の検討などの具体の準備を進める。 ・津市と合同で民間事業者に聴き取り調査を実施。
4	訪問看護ステーションの設置	訪問看護を業としている民間機関を一志病院へ誘致し、一志病院内に訪問看護ステーションを設置する。	・一志病院内の設置場所の検討などの具体の準備を進める。 ・費用負担で合意できれば、津市が実施した病児・病後児保育施設に関するニーズ調査の結果等をふまえ、関係者と準備に向けた協議を行う。
5	病児・病後児保育の実施	病児・病後児の保育施設を一志病院に設置し、津市から一志病院に業務を委託する。	・事業内容について、概ね合意。 ・費用負担で合意できれば実施。
6	病院および診療所、福祉施設等とのホットライン構築	在宅生活や施設入所する高齢者が安心して生活を継続できるよう、白山・美杉地域における診療所や老人福祉施設等からの医療にかかる緊急電話に対応する。	
7	病棟看護師等による退院に向けての在宅支援の実施	退院前の患者が退院後にスムーズに生活を始められるよう、または、通院が開始できるよう病棟看護師と介護サービス事業者等との連携を図る。	
8	退院調整カンファレンスによる情報共有、ICT化による関係機関との連携	関係機関が患者の情報を共有し迅速な対応等を可能とするため、ICTを活用する。	・事業内容について概ね合意し、一志病院内で試行。
9	市民啓発事業および地域密着事業の拡充	地域住民への啓発事業として、地域に密着した講演会等を展開する。	・既存事業をベースとした内容となるため、費用負担で合意できれば、可能なものから実施。
10	生活予防事業の充実・拡充	特定保健指導事業や一般介護予防事業(地域リハビリテーション事業)等を実施する。	
11	家庭医療クリニック診療体制強化	家庭医療クリニックから無医地区への巡回診療および多気地区への定期診療等を実施する。	・美杉地域の無医地区解消に向け津市から具体の提案を受けて検討予定。
12	休診時間帯における軽症救急患者の救急車搬送受入れ	一志病院で、津市南部地域から搬送される軽症救急患者の受入れを実施する。	・地元消防署とも連携しながら、引き続き軽症救急患者の受入れを行う。